

【育児休業手当金の見直しについて】

育児休業手当金の給付率の 上げが検討されています

平成26年
4月以降に
育児休業を
開始される方が
対象です。



育児休業の取得促進と育児休業中の経済的支援の強化を目的として、育児休業手当金の給付率を引き上げる「雇用保険法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、審議されています。(平成26年2月12日現在)

法律案が国会で可決・成立した場合には、平成26年4月以降に育児休業を開始される方を対象として、平成26年4月から育児休業手当金の給付率が、育児休業開始から180日間(土・日を含む)に限り、給料日額^(※)の67%に引き上げられる見通しです。(181日目から子が1歳に達するまでの間は、従来どおりの50%に戻ることになります)

※掛金の標準となる給料月額^(※)の22分の1に相当する金額のことです。

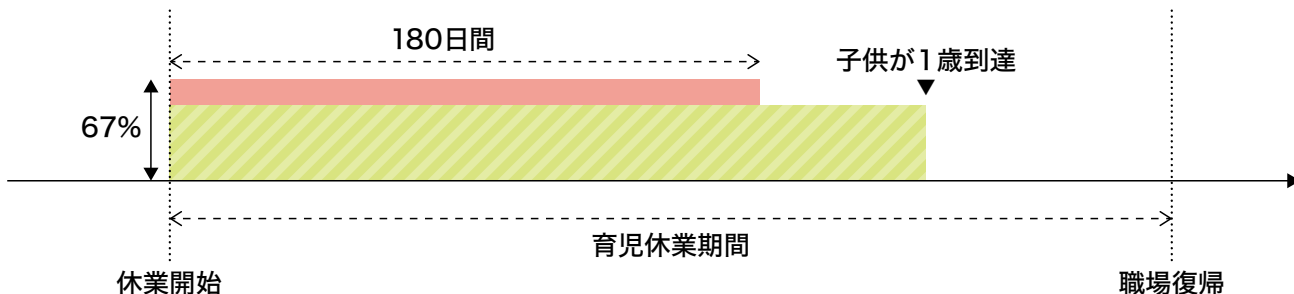
現行制度

給料日額の50%(毎月支給)



改正案

育児休業開始から180日間に限り67%(毎月支給)



なお、平成26年3月31日までに育児休業を開始されている方の給付率は、従来どおり、給料日額の50%となります。

詳細につきましては、別途お知らせをする予定です。

問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827